

令和6年度版 60歳以後の年金額調整のしくみ

追補

14 頁 令和6年4月1日より、65歳の誕生月に提出する年金請求書が変更されています（赤枠・赤線部分）。

65歳に到達したら再度、年金の請求手続を

60歳台前半に特別支給の老齢厚生年金を受けている方は、65歳から新たに老齢基礎年金、老齢厚生年金が受けられますが、再度、年金請求が必要です。65歳になると、日本年金機構（共済組合）より「年金請求書」が送付されてきますので、必要事項を記入して、65歳到達月の末日までに返送してください。

繰り下げる受給を希望する場合は 「受取方法欄」にチェックを

老齢基礎年金、老齢厚生年金のいずれか一方を66歳以後に繰り下げる受ける場合は、年金請求書の「受取方法欄」の、繰り下げる年金にチェックを入れて返送します。両方とも繰り下げない場合は、チェックを入れずに返送します。

ただし、老齢基礎年金、老齢厚生年金の両方を繰り下げる受ける場合は、「年金請求書」を返送する必要はありません。

※厚生年金基金の年金を受けている人が老齢厚生年金を繰り下げる場合は、基金にも手続が必要です。

The image shows the 'Annual Pension Application Form (National Pension and Health Insurance Pension)' (年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)). The 'Payment Method Column' (支給方法欄) is highlighted with a red box. It contains two checkboxes: '印字' (Printed) and '印字後は注書き欄をご説明のうえ、ご記入ください' (After printing, please explain the handwritten column and enter it). Below the column, there are sections for 'Name' (氏名), 'Address' (住所), and 'Birth Date' (生年月日). At the bottom, there is a section for 'Other Information' (その他) with three checkboxes: 1. '通常・平成 年月日' (Ordinary, Heisei year month day), 2. '通常・平成 年月日' (Ordinary, Heisei year month day), and 3. '本年' (This year). There is also a note about pension adjustment and a circular stamp area.